

NO.	設問No.	質問内容	回答
1	4	本学は学部と研究科があるが、設問4の問いは大学院教育は含まず、学部担当の非常勤のみ的人数でよいか。	大学（学部）を基本としています。大学院で保健師教育あるいは助産師教育を行っている場合は、教養科目、専門基礎科目、看護専門科目に該当する科目の非常勤教員についてはカウントしてください。 ただし、同じ非常勤教員の場合は重複カウントはしないでください。
2	4	嘱託助手も含まれるか。	含まれます。嘱託助手について、特記事項がある場合には、4-(4)の自由記載欄に記入をお願いいたします。
3	4以降	「教養科目の非常勤教員数」について、本学では教養科目は他学部と共通の科目となっており教養科目の非常勤教員は単純に按分により各学部・学科に振り分けている。 よって、便宜上看護学科所属とはなっているものの看護学科のみへ教えている訳ではない。 この場合も按分した人数でカウントすべきか。	4-(1)(2)(3)とも専門基礎科目、看護専門科目の非常勤教員数については、看護学部で契約している非常勤講師を対象としてください。 教養科目については、全学部共通であって、学生が全ての教養科目履修を選択できるのであれば、教養科目を担当する非常勤講師全員が対象となります。 また、看護学部学生が履修できる非常勤講師の科目が限定されていあるのであれば、その範囲の非常勤講師を対象としてください。 何か不都合があれば、4-(4)にその旨をご記入ください。
4	4-(1)	「専門基礎科目」とは、何の専門基礎科目になるか。	看護学の基礎科目になります。各大学で規定されますが、具体的には、薬理学、栄養学、解剖学、生理学、病理学などが該当します。
5	4-(1)	養護教諭一種免許課程、保健師国家試験受験資格に関係する科目は、「専門基礎科目」になるのか。 または、今回の調査の科目には含めない方がよいか。	受験資格に関する科目のうち、保健師科目については、疫学、保健統計学、保健医療行政論などは、専門基礎科目となります。 その他は専門科目となります。養護教諭科目については、専門基礎科目としてください。 調査対象に含めてくださいますようお願いいたします。 以下は保健師助産師看護師学校養成所指定規則のURLです。別表一（保健師）、別表三（看護師）をご覧ください。 <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000180001">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000180001</a>
6	4-(1)	本学はカリキュラム変更により履修科目が異なる学年がある。最も履修学年が多いカリキュラムを元にして回答を作成してよいか。	開講しているすべての科目を調査対象に含めてくださいますようお願いいたします。
7	4-(1)	1科目を複数教員で担当し、成績を3名の教員が出しあい主担当の1名が代表で成績をつける場合の人数は3名とするか、代表者1名とするか。	講義科目及び演習科目の場合は、連名で単位認定している場合は3名、1名のみ単位認定している場合は「主担当」1名としてください。実習科目の場合は、3名としてください。
8	4-(1)	1人が複数科目、例えば教養科目と専門科目を担当している場合はどちらにもカウントして良いか、しないなら3つの科目の優先順位を教えてください。	どちらにもカウントしてください。（教養科目、専門基礎科目、看護専門科目それぞれで何人雇っているかを知る目的です。それぞれの内部では重複していても一人とし、科目分類をまたいだ場合のみ両方に計上してください。）
9	4-(1)	学部と大学院で同じ非常勤教員がいる場合重複してカウントして良いか。重複しない場合はどちらを優先させてカウントするか。	大学（学部）を基本としています。大学院で保健師教育あるいは助産師教育を行っている場合は、教養科目、専門基礎科目、看護専門科目に該当する科目の非常勤教員についてはカウントしてください。 ただし、同じ非常勤教員の場合は重複カウントはしないでください。
10	4-(2)	半年単位（春学期のみ、秋学期のみ）の契約の場合は対象外か。	対象外です。
11	4-(2)	所属校（施設）とは、病院、自分設立の個人会社、再雇用の場合それぞれ対象としてよいか。	病院、自分設立の個人会社、再雇用は「所属校（施設）を有する方」となります。 本務校がなく、非常勤講師のみで、教育を提供しておられる方を把握する目的の質問です。
12	4-(2)	本学は年度ごとに教員と契約しており、年度の途中で契約した場合も3月末で契約が切れ必要に応じて更新となる。 4-(2)に「1年未満の契約は除きます」との記載があるが、本年度の途中で契約した教員は1年未満となり、4-(2)の対象外となる認識でよいか。	その通りです。途中契約した教員は対象外としてください。 切れ目なく10年間雇用され続けた場合に雇止めの問題が生じることから、その予備軍として1年単位契約の非常勤教員数を把握することを目的とした設問です。
13	4-(3)	半年単位の契約を10年続けている場合は対象になるか。	対象外です。この問いは、1日も開けずに10年間雇用されてきた方（すなわち雇止めの可能性のある方）を把握することが目的です。
14	6	「任期制とは、あらかじめ任用期間を定めて正規職員を任用する体制のこと」とあるが、ここでいう正規職員とは「週5日フルタイムで勤務する職員」という理解でよいか。	6-(2)の回答には「週5日のフルタイムで勤務する教員」をカウントしてください。 その他の任用のしかたがある場合は、6-(3)の自由記載欄に、その旨の記載をお願いいたします。
15	6-(2)	本学では①特任教授規程（1年）と②教育任期規程（3年以内）があるが、どちらの任期を記載したらよいか。	①特任教授規程（1年）が定年退職後の雇用契約であれば、6-(3)にご記入ください。 ②教育任期規程（3年以内）が定年までの間に設定された任期制であれば、6-(2)に記入してください。 また、6-(3)に①と②の概要を簡単に記して下さると有難く存じます。